

人事・賃金制度概要提案に対する解明要求開催！

本部は、3月15日人事・賃金制度概要提案に対する解明要求
団体交渉を開催しました。

一 申入れ内容 一

- 1、今回、人事・賃金制度を改正する根拠を明らかにされたい。
- 2、何故この時期に人事・賃金制度を改正するのか明らかにされたい。

会社回答)

「2030年長期ビジョン」の実現に向け、「社員の“個”の力の最大化による当社グループの成長」を図るために、人事・賃金制度等の改正を実施するものである。

現在の当社の人事・賃金制度は、2007年度の人事・賃金制度改正により、年功的要素が薄まり、「職務内容・職責」「能力、業績、意欲等」を重視した制度となっているものの、改正から15年が経過し、多角的な当社の事業特性に応じた評価が不足するようになってきており、社員の業績や能力に応える仕組みを見直す必要があると考えている。また、初任給をはじめとした賃金等の待遇についても、必ずしも十分なものではなくなっていると考えている。

このようなことから、人事・賃金制度等を改正することにより、社員の能力及び意欲が最大限向上することで、当社グループが成長し、「2030年長期ビジョン」、ひいては「あるべき姿」の実現を目指すこととしている。

- 3、都市手当の廃止について根拠を明らかにされたい。

会社回答)

都市手当については、最低賃金の状況を踏まえ、対象賃金を見直すものである。

- 4、扶養手当の見直しについて、配偶者について減額するのか明らかにされたい。

会社回答)

女性活躍推進及び子育て支援の観点から支払額を見直すものである。

- 5、期末手当について、業績等がより反映されるとあるが具体的に業績の評価内容を明らかにされたい。

会社回答)

評価期間における、目標の達成度合いを評価するものである。